

# 7年ぶり、月例給の改定なし!!

## ——2020年人事院勧告に続き報告——

人事院は10月28日、国会と内閣に対して国家公務員の給与に関する報告を行ないました。今年は、新型コロナウイルスの影響で勧告の根拠となる民間調査が大幅に遅れ、10月7日、ボーナスを4.5月分から4.45月分に引き下げる勧告を先行して行ないました。

今回の月例給については、民間給与との格差が0.04%（164円）と極めて小さく、俸給表と諸手当の適正な改定が困難であることから、7年ぶりに改定は行なわず据え置くことになりました。月例給の給与改定は見送られましたが、新型コロナウイルス感染症対策への労苦に報いて、高いモチベーションを維持するためには、賃金や生活改善が不可欠です。

法人化後も人事院勧告が熊本大学の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、報告の主な内容を紹介します。組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2020年人勧特集号）をお届けします。

今こそ組合に結集し、熊大の労働環境の改善を熊大使用者に求めていきましょう。組合への加入については組合事務所に、電話または、メールでご連絡ください。

### 月例給に関する報告の骨子

#### ○ 今回の報告のポイント

##### 月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 民間給与との比較


公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

[行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

### 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

	熊本大学教職員組合	
	No. 8 2020. 10. 30	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp <a href="http://union.kumamoto-u.ac.jp/">http://union.kumamoto-u.ac.jp/</a>